

13/sep/11 木 21頁

中国情報

中嶋嶺雄

「自衛隊は憲法違反」という札幌地裁の判決が出て、わが国では防衛論議、憲法論議がまたしきりになりそうなき配である。一下級審が政治と国家目標の根本にかんする判決を下すことさえできる日本という国は、まことに「民主国家」だとして、感じないわけにはいかな

らなわねているのである。つまり、今日の

そのような日本が対面している中国にも憲法はあ

る。わが国の新憲法よりもっと新しい

中国は、恒久的に憲法違反が「制度化」している国なのである。

ちなみに憲法によると、国家主席は法律、法令を公布し、國務院總理ほかを任命するのみが対外的に中国を代表し、条約を批准する権限をもつはずである。そして国家主席は全國人民代表大會、つまり一院制の国会によってのみ選出され、法は罷免されることになっている。

だから、劉少奇が中国共産党内で「反革命分子」と断罪され、あらゆる職務を剥奪されることになったとしても、全

中国認識の前提

憲法違反が「制度化」

國人民代表大會にはかられたわけではないから、憲法上は依然として国家主席であり得るはずである。地方の人民法院が劉少奇の失脚を遠慮たとして判決しても、当りませぬざるほど強硬だが、そのとつなごは決して起るべくもない。第一、国会としての全國人民代表大會は、最高国家権力機関として毎年一回会議が開かれねばならず、その間は四年ごとに国家主席の改選や國務院總理ほかの決定、経済計画の決定、国家予算・決算の審議と承認などが行われねばならない

が、そのような手続きがふまれたのは、ほとんどない。

もっとも、新しい全國人民代表大會は一九六四年十二月から六五年一月にかけて開かれた第三期第一回会議だから、もう九年間を国会が開かれぬ(開けないう)ことになる。もしわが国で九年間を国会が開かれず、その間に国家の最重要事項が一政党の内閣決定だけで賅せられたとしたら、どのような反応が起るか。中国は社会主義國であり、「革命國」だから、それは當然だというのが、なぜ憲法を制定したり、全國人民代表大會を開催するとあまていうのだろうか。

われわれは、中国を考察するとき、現実的な情勢に押し流され、中国政治の本質をしはしは忘れがちである。近く全國人民代表大會が開かれるとすれば、中国の政治はいよいよ正常化し、安定したという解読があふれるだろうが、九年間の「恐るべき空白」は事実として残るのだ。

今後、すくなくとも全國人民代表大會が憲法の約束どおりに機能しないかぎり、そのような解読はまったく無意味である。

（東京外大助教）